固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

中東情勢の不安や近年の物価高騰、人件費の上昇、エネルギー・原材料価格の高止まりなどにより、多くの事業者が厳しい経営環境に置かれています。加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など、制度改正に伴う事務負担も増加しており、青色申告者をはじめとする小規模事業者は、経営と事務負担の双方に大きな影響を受けています。

特に、飲食業や小売業では仕入価格や人件費の上昇により価格転嫁が十分に進まず、利益の確保が困難な状況が続いています。また、製造業や建設業においても資材価格の高騰や人手不足の影響により採算が悪化し、事業継続に不安を抱える事業者が少なくありません。

このような状況の中、東京都独自の固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止された場合、小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域経済や都民生活にも大きな影響を与えることが懸念されます。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る下記の軽減措置について、令和９年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置
２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置
３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

令和８年１０月１５日

新宿区議会議長名

東京都知事　　宛て